

## 遺産分割協議書

被相続人広島一郎（平成〇年〇月〇日死亡）の遺産につき、以下のとおり分割することを合意した。

1 相続人広島花子は次の財産を取得する。

(1) 土地

所在 広島県広島市中区〇〇町〇丁目

地番 〇番〇

地目 宅地

地積 〇〇. 〇〇平方メートル

(2) 建物

所在 広島県広島市中区〇〇町〇丁目 〇番〇

家屋番号 〇〇番〇

種類 居宅

構造 木造 2階建

床面積 1階 〇〇. 〇〇平方メートル

2階 〇〇. 〇〇平方メートル

(3) 動産

上記(2)の建物内にある家具家財等一切の動産

(4) 預貯金

ア 〇〇銀行〇〇支店の普通預金（口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇）

イ 〇〇信用金庫〇〇支店の普通預金（口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇）

(5) 自動車

名義人広島一郎

普通乗用自動車（登録番号広島あ〇〇〇〇 車体番号第〇〇〇〇号）

2 相続人広島太郎は次の財産を取得する。

土地

所在 広島県江田島市〇〇町〇丁目

地番 〇番〇

地目 雑種地

地積 〇〇平方メートル

3 広島花子は広島次郎に対し、第1項の遺産取得の代償金として金〇〇円を支払うこと

**コメントの追加 [A1]:** 遺産分割協議は過不足なく共同相続人全員で行う必要があります。

このケースでは、相続人は広島花子、広島太郎、広島次郎の三人。

花子と太郎が遺産現物をそれぞれ取得、次郎は遺産現物を取得しません。花子が取得する遺産現物の価値は、花子の相続分を超過するもの、太郎の取得分の価値は太郎の相続分とほぼ同等であるため、花子が超過分相当額を代償金として次郎へ支払うことにしています（代償分割）。

花子が代償金を用意できることが前提になります。

**コメントの追加 [A2]:** 遺産分割協議書は不動産の名義変更にも用いるため、登記事項証明書のとおりに記載して特定します。

**コメントの追加 [A3]:** 家財道具、貴金属類、美術・骨董品などの動産の扱いについても、必要に応じて、誰が取得するか決めておきます。その際は、どの動産か特定できるように記載します。

**コメントの追加 [A4]:** 車検証とおりに記載します。

## 代償分割の例

とし、これを平成〇年〇月〇日限り、広島次郎名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇〇〇）に振り込んで支払う。但し、振込手数料は広島花子が負担する。

- 4 今後、上記以外の被相続人の遺産が発見された場合は、当該遺産については改めて分割協議を行う。

以上の遺産分割協議の成立を証し、本書3通を作成し、各相続人が署名、実印押捺の上、印鑑証明書を付して各1通を所持することとする。

平成〇〇年〇月〇日

住所 広島市中区上八丁堀〇〇  
氏名 広島 花子 ㊞

住所 広島市江田島市〇〇  
氏名 広島 太郎 ㊞

住所 東京都〇〇区〇〇〇  
氏名 広島 次郎 ㊞

**コメントの追加 [A5]:** 相続分を超過して遺産現物を取得する花子が、遺産現物の取得分が相続分に足りない次郎に対して代償金を支払います。代償金の額は花子の超過相当額=次郎の不足相当額で調整することになります。

次郎の立場からすると、花子の代償金支払を確保するために、支払いがなかった場合の遅延損害金等を定めておくことも考えられます。

**コメントの追加 [A6]:** 遺産分割協議時に把握されていなかった遺産の扱いについて記載しています。この記載がなくても、各相続人が法定相続分割合で権利を有することになりますが、記載していた方が無用の争いの予防になります。

**コメントの追加 [A7]:** 名義変更など遺産分割協議の内容を実現する過程で必要になるため、相続人全員が実印を押捺し、他の相続人の印鑑証明書を得おくべきです。